

平成26年第2回教育委員会

定例会会議録

平成26年2月6日

東久留米市教育委員会

平成26年第2回教育委員会定例会

平成26年2月6日午前11時11分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(4) 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(5) 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
(6) 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について
(7) その他
①東久留米市立教育委員会生徒表彰について(報告)
②平成25年度第3回学校給食運営協議会議事要旨について
③「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」のパブリックコメントについての方針と計画案について
④その他
-

出席委員(3人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委 員	名 取 はにわ

(欠員1人)

欠席委員(1人)

委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
------------	---------

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹(国体担当)	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 なし

開会及び開議の宣告

(午前11時11分)

尾関委員長 これより平成26年第2回教育委員会定例会を開会します。本日の会議は松本委員が欠席ですが定足数は満たしていますので、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

会議録署名委員の指名

尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は5番の名取委員にお願いします。

名取委員 承知しました。

会議録の承認

尾関委員長 平成25年12月17日に開催した第12回定例会、及び12月25日に開催した第8回臨時会の会議録をご確認いただきました。修正の連絡はいただいていませんが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、第12回定例会及び第8回臨時会の会議録は承認されました。

議案の追加・会議の進め方

尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加及び会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

林総務課長 「議案第12号 東久留米市教育委員会職員の人事について」「議案第14号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第15号 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」「議案第16号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」「議案第17号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」の議案5件の追加をお願いします。なお、議案第12号についてはその内容により、教育部長、指導室長、総務課長以外は退席とし、日程の最後での審議をお願いします。

尾関委員長 ただ今、議案第12号、第14号、第15号、第16号及び第17号の議案5件を追加すること、さらに、議案第12号の審議に当たってはその内容により出席者は教育部長、指導室長、総務課長とし、日程の最後に審議を行いたいということですがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのように進めます。新しい日程を配布します。

(新しい日程の配付)

傍聴の許可

尾関委員長 本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

林総務課長 いらっしゃいません。

尾関委員長 おいでになりましたらお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

尾関委員長 日程第4、「議案第15号 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明を求めます。

東教育長職務代理者 「議案第15号 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成26年2月6日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるためです。内容については生涯学習課長から説明します。

山下生涯学習課長 本件は地方公共団体に対する事務の処理及びその方法などについて定めている関係法律を改正するための法律である、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、社会教育委員について規定している社会教育法が改正されたことによる市条例の一部改正を行うものです。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。左側が改正案、右側が現行となっています。第3条の現行の「(定数)」を、「(定数及び委嘱の基準)」に改め、委員の定数について改正案では第1項において全体で「10人以内」とし、その委嘱の基準を第2項で規定します。改正案では現行の3つの基準に加え、第3号に新しく「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を設けるものです。これは、改正社会教育法が示す文部科学省令で定める委嘱の基準を参酌したものです。併せて所要の文言整理を行い、第4条で定めていなかった、委員の再任を妨げないという条文を加えるものです。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

矢部第一職務代理者 「4つの分野から合計で10人以内」という緩やかな決め方にする理由と、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」からは具体的にどういった分野から選出するのかを伺います。

山下生涯学習課長 各基準の定数を緩やかに「合計で10人以内」とした理由ですが、各基準に定数を設けるよりも弾力的な運用をすることにより、今後、複雑・多様化していく社会教育及び生涯学習の議論を十分にさせていただくためです。また、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の選出分野からは、市立小・中学校PTA連合会の会長に委嘱する考えです。

矢部第一職務代理者 現在、PTA連合会長はどの分野から選出されていますか。

山下生涯学習課長 「社会教育関係者」からです。

矢部第一職務代理者 当面、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」からは1人の選出を考えているということですね。

名取委員 今は3人、5人、2人と分野別に固定していますが、改正案でも合計で10人となりますから人数的には変わりません。「家庭教育の向上に資する活動を行う者」に入れるとなるとどの分野を減らす考えですか。

山下生涯学習課長 「学校教育関係者」からの選出は3人の学校長に依頼しています。「社会教育関係者」からの選出はPTA連合会の会長を含め、現在、5人に委嘱していますが、そこを4人にする予定です。次の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を1人、「学識経験のある者」を2人、合計10人ということで考えています。

尾関委員長 将来動かしても10人以内ですから構わないということですね。

山下生涯学習課長 そのように考えています。

尾関委員長 これで質疑を終わります。質疑を終了して討論に入ります。委員の間で意見を交換しておくことはありますか。

(「なし」の声あり)

それでは討論を省略して採決に入ります。「議案第15号 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第15号は承認することに決しました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

尾関委員長 日程第5、「議案第16号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明を求めます。

東教育長職務代理者 「議案第16号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年2月6日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、職員の結核休養に関する条例(昭和29年東京都条例第11号)の廃止に伴い、規定の整備が必要なためです。内容については指導室長から説明をします。

加納指導室長 本件については東京都の職員の結核休養に関する条例の廃止に伴い、本紙の学校職員出勤簿整理規程の一部を改正するものです。3枚目の新旧対照表をご覧ください。条例の廃止に伴い、「、または職員の結核休養に関する条例の規定による休養」を削除し、教育公務員特例法第14条の規定による休職のみ「結休」と表示します。適用は平成26年1月1日からとなります。なお、教育公務員特例法第14条では、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職について規定されています。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

名取委員 「これまでは職員の結核休養が特出しであったがその必要がないために廃止になった」ということは、今まで結核で休養していた人も第14条に入り込むということですね。

加納指導室長 そうなります。

尾関委員長 これで質疑を終了します。これより討論に入ります。委員の間で意見を交換する必要はありますか。

(「なし」の声あり)

討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第16号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって、議案第16号は承認することに決しました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

尾関委員長 日程第6、「議案第17号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明を求めます。

東教育長職務代理者 「議案第17号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年2月6日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、別表の保存年限等を改める必要があるためです。内容については総務課長から説明します。

林総務課長 3枚目の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は養護教諭等からの要望があり、学務課を通じて改正依頼があった部分になります。保存期間等について現状と合わないもの、また、「児童・生徒に返却する」という記載のないものについて改めるものです。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

名取委員 網かけしている「法5」は何年になりますか。

林総務課長 「法」と記載されている部分は法によりその期間保存することが義務づけられているもので、「法5」とあるものは5年になります。

矢部第一職務代理者 現行4の「健康カード（児童生徒の健康管理）」について伺います。「卒業時に児童・生徒に返却」とありながら保存期間が「5年」となっていたということは、これまでは5年保存してから返却していたのですか。それとも、もともと卒業時に児童・生徒に返却はしており、実態にそぐわない内容だったということですか。

林総務課長 そういことです。

名取委員 改正の内容によっては期間が短くなったものと、逆に長くなったものがあることについて伺います。

林総務課長 期間については改めて実態と照らし合わせたこと、また、保存期間については、法定されているものは法定の年数分が必要となり、それ以外のものの保存期間は改めて見直したところ長くしておかなければならないもの、逆に、そういった必要がなかったものが判明したと理解しています。

名取委員 「卒業時に児童・生徒に返却」とありますが、学校では写しなど一切保存しないということですか。

稲葉学務課長 個人情報になりますので、卒業後に学校では残していません。

尾関委員長 これで質疑を終了し討論に入ります。委員の間で意見を交換しておくことはありますか。

（「なし」の声あり）

討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第17号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、議案第17号は承認することに決しました。

諸報告

尾関委員長 日程第7、諸報告に入ります。「①平成25年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる被表彰者の決定について（報告）」から、順次説明をお願いします。

林総務課長 平成25年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる被表彰者については、生徒表彰審査会の審査を経て、各中学校2人ずつの14人の生徒に決定しました。4部門のうち、どの部門に該当して表彰されたかについては表彰者の一覧表をご覧ください。なお、表彰式については各学校において執り行っていただきます。

尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

稲葉学務課長 平成25年度第3回学校給食運営協議会について報告します。会議は1月22日に701会議室で開催し、委員の代理出席を含め31人の全員が出席しました。当日は第2回学校給食運営協議会で寄せられた質問への回答と、食育に関する取り組みを説明しました。質問への回答は次のとおりです。「中学校の給食時間と予約日について」ですが、給食時間は下里中学校と中央中学校では20分間、その他の中学校は25分間。予約日は南中学校と大門中学校以外はいつでも予約が可能です。南中学校については1年生が火曜日と金曜日、2年生が月曜日と木曜日、3年生が水曜日。大門中学校については1年生が月曜日と木曜日、2年生が火曜日と木曜日、3年生が水曜日です。なお、いずれの学校も指定日以外も基本的には予約が可能です」と答えています。また、「給食時間が短い」ということについては、「運営協議会から要望があったことを指導室には伝えてある」と答えています。続いて、食育に関する取り組みについてですが今回はプロジェクターを使い、小・中学校別に説明を行いました。

尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

岡野図書館長 「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画の策定についての進捗状況」について報告します。第二次計画の策定に当たっては昨年5月に検討委員会を設置し、検討を進めてきました。11月には計画の素案を公表し、11月16日から12月8日までの間にパブリックコメントを実施しています。コメントの内容については昨年の教育委員会で報告していますが、本日はパブリックコメントに対する市の考え方と、それを受けての計画案がまとまりましたので報告します。資料の最後にある資料5「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）に関するパブリックコメント」をご覧ください。4人の市民の方から意見をいただきましたが、おおむね素案については推進していただきたいという内容でしたので、それについての市の考え方をまとめています。

先般、最終的な検討委員会を開き、パブリックコメントを受けての計画案がまとまりましたので、素案の段階と変更があった部分について説明します。16ページをご覧ください。第3章第3に、新たに「計画の位置づけと推進」を追加しました。これまでの素案には計画期間が明示されていませんでした。計画の位置付けについては「子どもの読書活動の推進に関する法律及び国の基本的な計画、東京都の計画を受けて策定する」ことには変わりはありませんが、「期間」として「平成26年度からおおむね5年間」を設定しました。また、この計画については第一次計画を引き継ぐものであり、一次計画と二次計画のどちらもそうですが、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な方針を示す基本計画的な内容であるため、数値目標や具体的な施策の内容を示す実施計画というようなものではない」ことを明記しました。さらに、パブリックコメントでも、「計画の推進については市内の連携体制をしっかりとってほしい」というご意見がありましたので、「推進体制については市内連携、学校との連携、地域との連携を図りながら推進していく」として、第3項目を付け加えたところが素案と大きく変わっているところです。その他、表記についても多少直していますが、内容

の変更はありません。

続いて、目次をご覧ください。この計画案の体裁ですが、最終的にはこれに資料も添付し、冊子とする予定です。第6番目の「子ども読書活動推進計画作業部会における調査結果」についてのアンケートを行っており、関連機関や地域の子ども読書活動を行っている団体と調査結果の表記の仕方について調整しています。今年度中に手続きを終え、来年度からの実施ということで進めていきたいと考えています。

尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。「その他」として事務局から何かありますか。

東教育長職務代理者 「東久留米市立学校危機管理マニュアル自然災害編の策定委員会設置要綱」について、「東久留米市いじめ防止基本方針（案）」について、さらに、国体関係について、続けて報告します。

林総務課長 資料の「東久留米市立学校危機管理マニュアル策定委員会設置要綱」をご覧ください。このたび同要綱を策定しましたので報告します。市としての防災も含め、学校が災害時の避難所になることを踏まえ、教育委員会として「危機管理マニュアル」を策定して各小・中学校に示すため、策定委員会を設置する予定です。委員は教育部長、教育部参事、総務課長、学務課長、統括指導主事、小学校長1人、中学校長1人、市民部防災防犯課長、子育て支援課長ほかの関連課長にお願いして検討していく予定で、組織としての立ち上げは平成26年4月1日以降を考えています。また、この危機管理マニュアルの策定については担当課がないため着手してきていませんでしたが、学校適正化等担当が担当として立ち上げていきます。

加納指導室長 「東久留米市いじめ防止基本方針（案）」の作成について報告します。平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されました。いじめ防止対策推進法には国、地方公共団体及び学校の各主体によるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めることなどが述べられています。基本的な方針の策定については、国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務となっています。市教育委員会としては市立小・中学校における平成26年度の教育課程の編成に合わせ、いじめ防止基本計画の策定といじめ防止のための組織の設置を各小・中学校にお願いしています。ついては、学校における基本方針策定のための参考になるものとして、「東久留米市いじめ防止基本方針（案）」を作成したものです。この基本方針（案）は、国や都からのいじめ防止のための通知文や資料を参考に作成しています。案の決定及び条例の策定等については、6月に策定予定の東京都のいじめ防止基本方針及び条例を受けて検討していきたいと考えています。

○**尾関委員長** 東京都の方針が出た後に整合性を見て着手する、ということになりますね。

加納指導室長 そうです。

傳生涯学習課主幹 「スポーツ祭東京2013東久留米市報告書」が完成しましたので、お手元に配付しました。中をご覧くださいと、本番のみならず準備の各段階においても、市内の子どもたち、市立の小・中学校のかかわりが非常に大きかったことが表れていると思います。教育委員会としても「子どもたちの記憶に残る国体」をテーマに掲げて進めてきましたが、ある程度は達成できたと考えています。今後の予定ですが、2月17日に市実行委員会の総会を開催し、そこで実行委員会を解散する議案が承認されれば、実行委員会は3月末をもって解散するという日程になります。これまでの教育委員の皆様のご理解とご協力に感謝

申し上げ、報告とさせていただきます。

尾関委員長 そのほか、各委員から何かありますか。

(「なし」の声あり)

尾関委員長 以上で諸報告を終わります。これより後半の人事案件に入りますので、教育部長、指導室長、総務課長以外は退席願います。暫時休憩します。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午前11時50分)

(公開しない会議を開く)

※第3回臨時会は出席者の都合により、公開する会議において先に諸報告を行った後、非公開の会議において人事案件の審議を行い、そのまま閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年2月6日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名取 はにわ（自 書）